

旭ヶ丘地区

面積	145,345.99㎡
区画数	567区画
認可年月日	当初認可 H14.5.21
有効期間	10年 自動更新後10年(永久更新)
用途地域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域

■概要

- 建築物は、1区画1戸建てとする。
- 建築することができる建築物の用途は、次に掲げるものとする。
 - (イ) 一戸建て専用住宅
 - (ロ) 入院設備のない診療所又は診療所兼用住宅（長屋住宅を除く。）
 - (ハ) 末尾添付図面表示区域の店舗兼用住宅
 - (ニ) 住宅（長屋住宅を除く。）で学習塾、華道教室、その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以下であるもので、第9条に規定する運営委員会（以下「委員会」という。）が、良好な住宅地としての環境を損なわないと特に認めたもの
 - (ホ) 委員会が公益上必要と認めたもの
- 建築物の高さは、地盤面から9m、軒の高さは7mをそれぞれ超えないものとし、また、建築物の各部分の高さは、建築物の各部分から北側方向に測った敷地境界線（敷地の北側が道路に接する場合は、道路の中心線）までの水平距離に1.25を乗じたものに5mを加えたもの以下とする。
- 建築物の階数は、地階を除く2以下とする。
- 敷地の高さは原則として協定締結時点における状態を変えてはならない。ただし、造園及び自動車車庫を建築するための切土及び盛土（1m以下とする。）についてはこの限りでない。
- 宅地擁壁は原則として協定締結時点における状態を変えてはならない。ただし、玄関、勝手口、車庫を設けるための擁壁を除去すること並びに擁壁を積み替えることについて、委員会の承認を受けたものについてはこの限りでない。
- 建築物の敷地は、本協定締結時の区画とし、区画の分割はできないものとする。ただし、

合併又は分割後の1区画の面積が、それぞれ180㎡以上確保される場合はこの限りでない。

- 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離（以下「外壁の後退距離」という。）は1m以上とする。ただし、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。
 - （イ）外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。
 - （ロ）物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であること。
- 建築面積の敷地面積に対する割合（建ぺい率）は、10分の5以下とする。
- 延べ面積の敷地面積に対する割合（容積率）は、10分の10以下とする。
- 隣地境界線に建てる塀は、生け垣又はフェンスを原則とし、石垣、コンクリート造り等の塀は、地盤面から1.2m以下の高さとする。
- 敷地内の空地は、樹木等により極力緑化に努めるものとし、建築物の色彩、形態及び意匠は良好な住宅地に調和するものでなければならない。

※内容については必ず地区協定委員会に確認してください。